

介護保険料・後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象になります。

介護保険料と後期高齢者医療保険料は、市県民税・所得税の社会保険料控除の対象になります。申告書の社会保険料控除額を記入する欄に、前年1月から12月までの1年間に納付した保険料額をご記入ください（領収書の添付は、必要ありません。）。

納付した保険料額の確認方法

確認方法は、保険料の納付方法によって異なります。

	納付方法	確認方法
1	市が発行した納付書を使って、現金で保険料を納めた人（普通徴収）	お持ちの領収書を確認し、前年1月1日から12月31日までの1年間に納付した金額を合計してください。
2	口座振替を利用して保険料を納めた人（普通徴収）	前年中に口座振替された保険料額を記載した「口座振替済通知書」を市から送付します。
3	年金からの天引きで保険料を納めた人（特別徴収）	市から届いた「保険料納入通知書」を確認し、 <u>前年2月から12月の支給年金から天引きされた保険料額を合計してください。</u> なお、1月に年金保険者（日本年金機構等）から届く「公的年金等の源泉徴収票」に、前年1年間に特別徴収された社会保険料額（介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の合算）が記載されています（ただし、遺族年金・障害年金については、「公的年金等の源泉徴収票」が発行されません。）。

複数の納付方法に該当する人は、上記1から3の金額を合計してください。

保険料をいったん納付した後、何らかの事情で市から保険料が還付されている場合は、還付を受けた分を差し引いた額で申告する必要があります。

自分の保険料額が確認できない場合

御所市役所保険課までお問い合わせください。

前年1月から12月までの1年間に納付された保険料額をお知らせします。

市から届いた「保険料納入通知書」と年金保険者（日本年金機構等）から届いた「公的年金等の源泉徴収票」の保険料額が異なる場合

市県民税・所得税の社会保険料控除は、前年1月から12月までに支払われた金額を申告します。

市から届く「保険料納入通知書」に記載されている金額は、年度額（4月から翌年3月までの金額）ですので、申告する金額とは異なります。

年金からの天引き（特別徴収）のみで保険料を納めた人は、年金保険者から届いた「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている金額を申告してください。

年金については、各年金保険者にお問い合わせください。
確定申告については、税務署にお問い合わせください。
